

大阪市告示第999号の2

大阪市立男女共同参画センター条例（平成5年大阪市条例第21号）第13条及び大阪市立こども文化センター条例（昭和53年大阪市条例第58号）第16条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告します。

令和6年7月19日

大阪市長 横山英幸

1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課

電話 06-6208-9156

〒550-0012 大阪市西区立売堀4丁目10番18号 大阪市阿波座センタービル3階

大阪市こども青少年局企画部青少年課（青少年企画グループ）

電話 06-6684-9441

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市こども青少年局子育て支援部管理課

電話 06-6208-8112

2 施設の名称及び所在地

(1) 名称 大阪市立男女共同参画センター中央館（以下「中央館」という。）

所在地 大阪市天王寺区上汐5丁目6番25号

(2) 名称 大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館（以下「子育て活動支援館」という。）

所在地 大阪市北区天神橋6丁目4番20号（7階）

(3) 名称 大阪市立男女共同参画センター西部館（以下「西部館」という。）

大阪市立こども文化センター（以下「こども文化センター」という。）

所在地 大阪市此花区西九条6丁目1番20号

(4) 名 称 大阪市立男女共同参画センター南部館（以下「南部館」という。）

所在地 大阪市平野区喜連西 6 丁目 2 番 33 号

(5) 名 称 大阪市立男女共同参画センター東部館（以下「東部館」という。）

所在地 大阪市城東区鳴野西 2 丁目 1 番 21 号

3 管理の基準

(1) 休館日

ア 中央館・南部館・東部館

5 月 3 日から同月 7 日までの期間（以下「特定期間」という。）を除き、次のとおりとします。

- ・ 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあたる場合を除きます。）
- ・ 休日の翌日（その日が日曜日又は休日にあたる場合を除きます。）
- ・ 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）
- ・ なお、特定期間における休館日は、5 月 6 日（その日が日曜日又は休日にあたる場合はその翌日）とします。

イ 子育て活動支援館

- ・ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

ウ 西部館・こども文化センター

- ・ 月曜日（その日が休日にあたる場合は、その翌日）
- ・ 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

(2) 開館時間

ア 中央館・南部館・東部館

午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

イ 子育て活動支援館

午前 10 時から午後 9 時まで（日曜日、土曜日及び休日にあつては、午前 10 時から午後 5 時まで）

ウ 西部館・こども文化センター

午前 9 時から午後 9 時30分まで

(3) 休館日・開館時間の変更

設備の点検、補修、整備、天災その他やむを得ない事由があるとき、又は本施設の効用を発揮するために必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日又は開館時間を変更することができます。なお、緊急の必要があるときは、開館時間を変更することができますが、実施後遅滞なく大阪市に報告すること。

4 業務の範囲

- (1) 男女共同参画社会の形成の寄与に関する業務（こども文化センターを除く。）
- (2) こどもの文化の形成の寄与に関する業務（こども文化センターに限る。）
- (3) 施設の管理・運営に関する業務
- (4) 建物及び附属設備の維持保全業務
- (5) 施設貸館運営及び利用料金等の収入・還付に関する業務（子育て活動支援館を除く。）
- (6) その他の業務

5 指定を行おうとする期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和17年 3 月31日まで（10年間）

6 指定の申請をする法人等に必要な資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。個人での申請はできません。

(1) 法人等に関する条件

ア 大阪市立男女共同参画センター条例第15条又は大阪市立こども文化センター条例第18条の規定に該当していないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当していないこと。

ウ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこ

と。

エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと。

オ 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。

カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く）。

キ 法人税、本市の法人市民税（本市に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における法人市民税（東京都の場合は法人都民税）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(2) 連合体に関する条件

ア 連合体は2以上の法人等で自主結成すること。

イ 連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下「代表法人等」という。）を選定し、代表法人等が諸手続きを行うこと。この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団体として扱うこと。

ウ 連合体の構成団体（代表法人等を含む。）間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人等については、業務遂行にあたり、大阪市との調整窓口として責任を持つこと。

エ 連合体として上記(1)の要件を満たすこと。

オ 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めない。

(3) 連合体の構成団体（代表法人等を含む）に関する条件

ア 上記(1)の要件を満たすこと。

イ 本件募集に関して各構成団体は2以上の連合体の構成団体となることができ

ない。

また、連合体の構成団体になっている場合は、単独での申請はできない。

7 指定の申請を受け付ける期間

令和6年9月9日（月）から令和6年9月17日（火）まで

8 指定の申請に必要な書類

- (1) 申請しようとする法人等は、次表に掲げる書類を正1部、副9部（副は複写可）の計10部提出してください。

提出書類
① 指定管理者指定申請書
② 連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類
③ 指定管理者指定申請に関する誓約書
④ 法人等の概要
⑤ 役員名簿
⑥ 役員の履歴書
⑦ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
⑧ 法人の登記事項証明書
⑨ 貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び監査報告書の写し
⑩ 事業報告書
⑪ 法人等の事業計画書及び法人等の収支予算書
⑫ 男女共同参画センター及びこども文化センターの管理運営に関する事業計画書
⑬ 男女共同参画センター及びこども文化センターの管理運営に関する収支計画書、収支計画明細
⑭ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
⑮ 法人税等の申告書の写し
⑯ 大阪市の法人市民税の納税証明書

⑰ 同種施設の運営実績
⑱ 応募資格等を有していることが確認できる書類の写し
⑲ 障がい者雇用状況報告書の写し
⑳ 障がい者雇入れ計画書
㉑ 支払い賃金に関する提案書
㉒ 選定結果通知用封筒一式
㉓ 法人等の印鑑証明書

- (2) 上記書類は、選定会議での審議資料となるので、ページ番号を入れるとともに、上記(1)の表「提出書類」順に整理し、項目ごとの最初のページに白紙をはさみ、インデックスをつけるなど、わかりやすいものにしてください。
- (3) 申請団体名（連合体の代表法人等及び構成団体の名称を含む。）の記載は正1部のみとし、副9部には記載しないようにしてください。また、他に法人等の商号又は名称、代表者氏名、管理運営実績施設の名称、実施イベント名称等があれば黒塗り、枠で囲んで白抜きするなどし、申請団体が推定できる記載は行わないでください。申請団体が判別できると判断した場合は、大阪市内で黒塗り等の措置を行う場合があります。
- (4) 提出書類すべてのデータ（提案事業者名を記載したものと記載していないものの両方）をUSBフラッシュメモリー又はDVD-Rに格納し、申請書類に添えて提出してください（使用ソフトは、Microsoft Word、Excel、PowerPointに限ります）。データは提出時点での最新の定義を適用させたウイルス対策ソフトによる安全確認を必ず行うこと。なお、データのバージョン情報やウイルスチェック方法等も記載してください。
- (5) 連合体で申請する場合、上記(1)の表「提出書類」③から⑪、⑭から⑳及び㉓については、それぞれの法人等に関するものを提出してください。
- (6) 本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

9 欠格事項

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する法人等のした指定申請は、無効とします。

(1) 破産者で復権を得ないもの

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの

(3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 上記(1)に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

10 その他

(1) 指定手続きにおいて使用する言語 日本語

(2) 詳細は募集要項による。

（市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課、
こども青少年局企画部青少年課、こども青少年局子育て支援部管理課）